

発行所
前橋市役所
前橋市柳町1番地
電話
前橋市役所秘書課庶務係
発行所電話
松田徳松
印刷所 成立會
前橋市法橋町105

第十三号

前橋市広報

天皇皇后兩陛下の

行幸啓に輝く植樹祭

赤城山で緑化運動を飾る式典

植えて明るいみどりの國に、今年も全国的に三月二十五日から四月三十日まで、の予定で國土緑化の推進運動が展開されて居ります。本縣では利根川の水源を擁する關係から、郷土緑化の運動が開始され、来る四日には、天皇、皇后兩陛下をお迎え申し上げて、夢多郡富士見村地内赤城山の市有地で植樹祭が盛大に挙行されますので、本報の光榮は、ために山河も輝くばかりと申すべきでありましょう。

郷土緑化に御協力下さい

学校、団体、職場でも、御家庭でも

みどりの羽根で親しまれている緑化運動は、今年には特に赤城山で盛大な植樹祭が行われ、意義一しお深いものがあります。言うまでもなくこの緑化運動は、治山、治水を主眼として、國土と郷土の緑化をはかるのであり、本縣でも関係者をもつて群馬縣郷土緑化推進運動委員会が設けられ、緑化愛護思想の普及並びに具體的な目標を定めて、山間部のみでなく都市職場、家庭等郷土の各層各階の全般に呼びかけその協力を得てこれを推進することになりました。そして市町村、学校、青年團、その他各種団体の行事としては、

- ①緑化思想の普及徹底
- ②植樹思想の普及徹底
- ③緑化運動の「緑の羽根」の街頭募金は既に三月二十五日から中学高等学校生徒によつて開始され、道行く人の賛助を願つて居ります。本縣の募金目標は五十万本、金額は五百万円で、このうち本市の目標は五万一千五百本です。この募金は今年三月十五日まで行われますが、その用途は、
- ④校庭緑化実施に対する助成金

緑の羽根の募金

進んで御應募下さい

- ⑤森林愛護思想の普及徹底
- ⑥造林事業の促進
- ⑦学校植樹運動の普及徹底
- ⑧緑の羽根の募金
- ⑨青年團植樹運動の普及徹底
- ⑩市では公園附近一帯に記念の櫻を多数植樹

小・中学生 全部に

結核予防接種

新入學児童生徒には種痘

本市では小学校児童、中学校生徒に対する結核予防接種と種痘を次の通り実施することに決定しました。(衛生課)

- ◇結核予防接種の対象 児童生徒全員、期日 四月十日より末日までの間、場所 各学校、接種費 ツベルクリン十円、BCG十五円
- ◇種痘の対象 四月に入學する児童生徒全員、期日 四月十日より末日までの間、場所 各学校、接種費 十円

赤ちゃんの種痘

今年の第一期種痘(昨年三月一日

ます、関係当局では特に希望して居ります。(衛生課・土木課)

- 一、都市の緑化のため、庭木、果樹、街路樹の造成、植付、愛護に御協力下さい。
- 二、記念植樹を行ひましよう。誕生記念、成年記念、結婚記念など
- 三、職場の緑化のために、会社、団体、個人を問はず、職場や病院各職場の空地を利用して、戦災にいためられた土地の緑化を行ひましよう。

市では公園附近一帯に

記念の櫻を多数植樹

計画中ですが、今年には主として第一公園及び運動場附近に重点を置いて、こゝを將來永く櫻の名所とするために、櫻の木を多数植付けることになつて居ります。市民の皆さんも、これら植樹を愛護して下さい。様希望いたします。(土木課)

今月の暦

五日清明
六日旧三月朔、二十一日穀雨、二十三日市議会議員、市長選挙日、二十九日天皇誕生日、三十日縣議会議員選挙日

から本年一月廿一日までの出生児は先月廿六日から三日間接種を行いました。接種及び再接種は次の通り行います。お忘れなく接種を受けて下さい。(衛生課)

- ◇接種及び再接種 四月二日桃井、城南、三日中川、城東、四日敷島、若宮各校(何れも午後一時～三時)
- ◇再接種の検診 九日(桃井、城南の分)、十日(中川、城東の分)、十一日(敷島、若宮の分) 何れも午後一時～三時検診場所 市立病院

一般会計は三億五千五百万円

緊縮のうちにも
各種新事業

一般的事項 一般的事項として、地方財政法の予算編成に關する精神を原則として、地方予算自主化の徹底を期すると共に、シャープ勧告による新地方税法の計上すると共に、一面既定經費



新規事業
は

歳入
歳入においてはその主

万五千百七十六円に比べますと四千四百三十三千五百七十五円へ一

出入
五

三六〇・〇〇

差引 現金なし

本市の投票所と開票所

各選挙共二十カ所に設けます

- 本市の投票所及び開票所は(廿三日の市議、市長及び廿四日の臨時の各選挙共)次の通り二十カ所に決定しました。選挙の場所は前橋市役所です。(カッコ内は場所)
- △第一(橋本校) 区議曲輪町、南曲輪町、石川町
 - △第二(神明保育所) 堅町、北曲輪町、神明町
 - △第三(本町公民館) 堀川町、田町、運雀町、本町、相生町
 - △第四(第一中北校舎) 四〇紅雲町、四一紅雲町、宗南分
 - △第五(城南校西校舎) 四三前代田、天川原
 - △第六(城南校南校舎) 市之坪四六六供、四七六供、高田町
 - △第七(第二中南校舎) 二七一毛町、二八一毛町
 - △第八(第一保育所) 三二清王寺、三三清王寺
 - △第九(東東校中校舎) 小柳町、東町、諏訪町、東町(三保新堀)
- 入区別
- △第十(中川校西校舎) 中川町、新町、天川町
 - △第十一(大生無雙) 萱町、榎町、榎屋町、桑町、横山町、立川町
 - △第十二(第一中南校舎) 田中町、四二前代田
 - △第十三(中川校保育所) 百軒町、大塚町
 - △第十四(市立女子高校 四校舎) 片貝町、芳町
 - △第十五(昭和家政高校) 國領町
 - △第十六(第三中南校舎) 向町、細ヶ沢町
 - △第十七(敷島校南校舎) 蘇町、舞本町
 - △第十八(第三中北校舎) 三八岩神町
 - △第十九(第三中中校舎) 三七岩神町
 - △第二十(岩宮校北校舎) 三三才川町、三四才川町
 - △第二十一(運雀町三〇六、本町四九四、相生町二九六、計二、三七九)
 - △第二十二(四〇紅雲一、一五九、四一紅雲二、二三四、宗南分四六七、計二、八五〇)
 - △第二十三(四三前代田一、四五七、天川原一、〇四四、計二、五〇一)
 - △第二十四(市之坪三〇三、四六六、供八七六、四七六供七二〇、高田町二、〇四七、計二、九四六)
 - △第二十五(二七一毛一、二六二、二八二毛一、二四、計二、三八六)
 - △第二十六(三三清王寺一、六九二、三三清王寺一、二四三、計二、九三五)
 - △第二十七(小柳町六四二、桑町一二五八、諏訪町八五五、計二、七五五)
 - △第二十八(中川町六一、新町一〇三二、天川町一、三三八、計二、九六一)
 - △第二十九(二二川堂町五一、榎町五二二、結屋町五二五、桑町二三一、横山町二七七、立川町七七九、計二、八四五)
 - △第三十(二二田中町一、六二四、四二前代田四八六、計二、一〇〇)
 - △第三十一(三三白軒、大塚二、三九五、計二、三九五)
 - △第三十二(片貝町六五五、芳町一、七〇一、計二、三五六)
 - △第三十三(國領町二、四六八、計二、四六八)
 - △第三十四(向町一、五五八、細ヶ沢四六五、計二、〇二三)
 - △第三十五(蘇町一、六二七、舞本町六一二、計二、二三九)
 - △第三十六(三八岩神一、三四五、計二、三四五)
 - △第三十七(三七岩神一、九六六、計一、九六六)
 - △第三十八(三才川二、一四〇、三四才川九八二、計三、一二二)

有権者の概数

- 昨年十二月二十日確定した基本選挙人名簿による本市の有権者概数は次の通りです。(各投票区町別)
- △第一(曲輪町一、二九二八、南曲、石川一、六四、計二、九一六)
 - △第二(堅町四四一、北曲輪町八一六、神明町一、一五五、計二、四二二)
 - △第三(堀川町八六六、田町四

婦人☆と地方自治☆

男子にとらない多くの権利

△地方自治は、民主主義の母です。民主的な新憲法によつて、ひろく参政権をかくとくした婦人の方々も男子におとらな地方自治のために活躍し、民主政治の発展をはかりましよう。

△地方自治とは、私達の手で私達の住んでいる市や町村を始め、自分達の幸福をはかることです。そして私達の市や町村を治めて行く

ためには、たとえば職員給料を支拂つたり、学校や道路を作つたりするため、いろいろの費用が必要となりますので、そのために地方税の制度があるわけです。

△このように、自分達の納めた税金は、直接自分達の幸福のために使われることになるのです。から、その税金は、結局愛つた形で自分達に正しく還えされること

になります。ですから一部の人の利益のために使われたり、消費されてはならないのです。そこで納めた税金が正しく使われているかどうかについて、充分注意し、若し不審の点があれば、監査委員のあるところでは監査委員に、委員のなにところでも、市町村長に監査してもらつてくださいます。

△ですから知事や市町村長や議会

選挙関係団体の届出について

選挙関係団体、所謂丸選団体の届出については、団体等規正令にはつきり規定されて居りますので、選挙開始と共に、これらの団体は必ず届出をせねばなりません。即ち団体等規正令第六條に「公職の候補者を推薦し又は支持する、政党、協会、その他の団体については、その団体の代表者又は主幹者が同規正令第七條の規定によつて届出なければならぬ」と定められて居り、第七條には次の通り定められて居りますから違反せぬ様御注意下さい。なお詳細は市役所選挙課にお問い合わせ下さい。

第六條の届出は、新たに同様の団体を結成し又は現存の団体を同様の団体に変更したときは、その日から三日以内に左の各号に掲げる事項を、その届出事項に変更があつたとき、又はその

①名称 ②目的 ③主たる事務所 ④在り地 ⑤議員の住所氏名、現に所属し及び従来所属したことのある一切の団体の名称並びに軍隊又は警察に動員したことのある者についてはその旨 ⑥有力な財政的援助者の住所氏名及びその援助の金額 ⑦構成員の住所、氏名及び従来所属したことのある一切の政治的又は思想的団体の名称

⑧は、労働組合及びこれに準ずべき労働者又は被雇者の団体は記載する必要はありません。

なお丸選団体は届出書中の目的欄に、推薦又は支援する候補者の氏名及び所属政党名を明記する必要があります。その選挙終了後は必ず二十日以内にその要届出事由の消滅を理由とした解散届を提出せねばなりませんから御注意下さい。(選挙課)

傳染病予防の爲

大掃除は念入りに

毎年春秋二回行われる大掃除は、今年は今日から十五日まで行われますが、今年は傳染病予防のため、特に各御家庭では次の点に御注意下さい。

- ①家屋は全部の戸障子、襖を開放し、押入棚等に至るまで屋内全部を清掃し光線の射入及び空氣の流通をはかつて下さい
- ②床下の空氣の流通をはかり、床下を乾燥させゴミを掃除し
- ③たぐみ、敷物類は裏表各二時間以上直射日光にさらし
- ④汚水槽、下水溝、排水溝をさらし、井戸側、井戸流、台所流、汚水槽、ゴミ箱等の破損箇所は修理して下さい
- ⑤なお市では昨年傳染病の発生した家屋の消毒を行います。

の議員は私選住民の代表として最もふさわしい人物を選ばねばなりません。若し私選の代表としてふさわしくなつたときは、何時でも、やめさせたり議会を解散させることを請求することもできます。その手続は、市町村の選挙管理委員会に教えてくれます。

△また市町村役場や議会の職員が住民全体の責任者にふさわしくない行いをしたり、その職務を怠つた場合は市町村長や知事に申出て適當な処分してもらつて下さいます。又、長や議員に適當な人がないときは、自分達が立候補して住民のために働くこともできます。

△このように婦人は、男子と同様に多くの権利をもつて居るので、今月は地方選挙の月でもありますので、この際婦人の方々が地方自治に対する関心を一段と深め、私選の郷土を明るく住みよいところに育てあげるように致しましょう。これが私選住民の権利でもあり義務でもあるのです。からこれらの権利や義務を立派に果たして民主主義の発展のために御協力下さいます様希冀致します。

補充選挙人名簿の

登録申請について御注意

来る四月二十三日執行の前橋市議會議員選挙及び同市長選挙の入場券は、駐在員の方から有権者の皆さんへ、お届けしたものと存じますが、万一入場券の行かない方で次に掲げる事項に該当の方は、申請書に記入の上印鑑を持参し、市役所庶務課内選挙管理委員会に申出で補充選挙人名簿の登録申請をすれば選挙することができますから、該当の方は期日を誤らず申請して下さい。

それから四月三十日に執行の群馬縣議會議員の選挙も右の補充名簿に登録になれば選挙することができるのであります。なお次に掲げる上欄に該当しない方で、下欄に該当する方は、補充選挙人名簿の登録申請をすれば縣議會議員の選挙権がありますからこの点御注意下さい。

(上) 欄

一、昭和六年四月二十三日以前生れの方で昭和二十六年一月二十四日以前から引續き前橋市内に住所を定めて居るもの

(下) 欄

一、昭和六年四月三十日以前生れの方で昭和二十六年一月三十一日以前から引續き前橋市内に住所を定めて居るもの

補充選挙人名簿登録申請期限その他

區別	(上) 欄		(下) 欄	
	市議會議員 市長 選	學	縣議會議員 選挙	
一、名簿調製期日	四月三日		四月十日	
二、登録申請期日	四月三日から七日まで		四月十日から十四日まで	
三、名簿調製期限	四月十日		四月十七日	
四、名簿縦覧期間	四月十一日から十三日まで		四月十八日から二十日まで	
五、異議決定期限	四月十六日		四月二十三日	
六、名簿確定期日	四月十九日		四月二十六日	

◎登録申請は原則として本人であります但同居の親族の方でもできます。

◎なお不明の点は市役所庶務課内選挙管理委員会にお尋ね下さい。(市選挙管理委員会)

あなたは選挙人名簿に登録されているかどうか、モ
ウ一度確かめましょう